

回覧

平成27年9月4日

各農家組合 御中

茂原市農業委員会

農地利用状況調査を実施します

市農業委員会では、農地法第30条の規定により、農地の農業上の利用の増進を図るため、9月から11月にかけて農地利用状況調査を下記のとおり実施します。農地所有者の方は、調査にご協力ください。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 調査の対象 | 市内の全ての農地 |
| 2 調査の期間 | 平成27年9月から平成27年11月まで |
| 3 調査の方法 | 担当地区の農業委員や農業委員会事務局職員が、 実際に農地の現況を調査します。 |

市農業委員会では、農地利用状況調査の結果を受けて、農地の農業上の利用の増進を図るための相談支援や指導を行います。

なお、農業委員会等に関する法律等の改正により、今後、農業委員選挙がなくなったため、農業委員選挙人名簿の登載申請はなくなりました。